

後期高齢者医療制度 —保険料に関するお知らせ—

平成22年度・23年度の保険料率が改定されました

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに都道府県ごとにある広域連合が決定します。平成22年度・23年度の保険料率が改定され、大阪府での保険料率は次の通りになりました。

◆平成22年度・23年度の保険料率

- ・被保険者均等割額：4万9036円
- ・所得割率：9・34%

平成22年度の保険料額は7月に決定します

◆保険料の納付方法とお知らせ

(1) 普通徴収の人(年金からの天引きでない場合)
【納付書などで納付の場合】

7月に平成22年度の後期高齢者医療保険料の決定(本算定)に係る「保険料額決定通知書」と「納入通知書」の一体型通知書を送付します。

納付書や口座振替などの方法で、7月から平成23年3月までの9期に分けて納付してください。

※ 平成21年度は普通徴収で納付し、平成22年4月(または6月)から新たに特別徴収の対象となる人は、平成21年度の保険料額を基に仮徴収額を決定します(通知書を送付します)。

※ 10月から特別徴収(年

保険料率について 後期高齢者医療制度の医療費(自己負担額を除く額)は、国、府、市の公費で約5割、75歳未満の人が負担する後期高齢者支援金で約4割、残り約1割を後期高齢者医療制度の被保険者が負担しています。

今回の改定では、府の基金からの繰入金の活用などの抑制策がとられ、金からの天引き)に変更となる場合があります。

(2) 特別徴収の人(年金からの天引きの場合)
年金受給額が年額18万円以上の人は、原則、年6回(偶数月)の年金受給時に、年金からの天引きで保険料を納付していただきます。

① 仮徴収(4月、6月、8月分の年金からの天引き)について
平成21年中の所得が確定していないため、仮徴収額で納付いただきます。

平成22年2月の保険料が年金からの天引きであった場合、4月の年金受給時には2月と同額を仮徴収額として納付いただきます(通知は行いません)。

6月、8月分の納付で、4月分と同額が適当でない場合、変更の手続きを行います。

問 合

▼制度に関する次のこと 大阪府後期高齢者医療広域連合事務局
・ 保険料と資格に関すること…資格管理課(☎06・4790・2028)
・ 給付に関すること…給付課(☎06・4790・2031)
・ 制度全般に関すること…総務企画課(☎06・4790・2029)
▼保険料の納付、その他各種届け出に関すること
市高齢介護課高齢医療担当(☎423・9468)

保険料の計算方法

保険料は、被保険者ごと 合算からなります。等に負担する「被保険者均等割額」と所得に応じた負担する「所得割額」の合計です。

保険料の軽減

※ 次の(1)、(2)の両方に該当する時は、軽減割合の高い方の基準が適用されます。

(1) 所得に応じた保険料の軽減
世帯の所得の水準に応じた、保険料の被保険者均等割額(4万9036円)が一定の割合で軽減されます(表①参照)。

(2) 被用者保険(会社の健康保険や共済組合、船員保険)が58万円以下(年金受給時に、平成21年中の所得に基づいて計算(本算定)された年間保険料額から、仮徴収などで納付済みの金額を差し引いた額を、支払回数に振り分けて納付いただきます(7月中旬に通知書を送付します)。

◆ 保険料納付を口座振替に変更するには
特別徴収から口座振替に変更するには…市内の金融機関(銀行、郵便局など)で口座振替の手続きをしようとして、高齢介護課にお申し出ください。

普通徴収の人で新たに口座振替に変更するには…市内の金融機関の窓口で手続きをしてください。

人間ドック受診費用の助成・健康診査(無料)など

4月から被保険者を対象に、人間ドック受診費用の一部を助成する制度が始まります。

人間ドック費用の一部助成事業
支給金額 2万6千円(費用が2万6千円未満の場合はその金額)
申請場所 高齢介護課高齢医療担当
平成22年度の健康診査受診券を発送します

「健康診査受診券」を4月中旬に送ります(年度途中の新たな加入者には、誕生月の翌月当初に順次送付します)。

受診方法 受診券に記載された有効期限内に、府内の医療機関などで事前に予約し、受診してください。受診は無料(1回のみ)です。受診時に受診券と後期高齢者医療被保険者証を窓口で提示してください。

※ 75歳となる年度内に、既に国民健康保険の「特定健診」を受診した人は、後期高齢者医療保険料を支払った人には、所得税・個人住民税の社会保険料控除が適用されず、確定申告用の保険料納付証明書は、毎年1月頃に、前年中に支払った額のお知らせを発行する予定です。

保険料の軽減判定表

所得の判定区分	軽減割合	軽減後の被保険者均等割額(年額)
① 下欄②に該当する被保険者であり、かつ、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円である(ただし、公的年金等控除額は80万円とする)	9割	4,903円
② 世帯の総所得金額等が、基礎控除額(33万円)を超えない	8.5割	7,355円
③ 世帯の総所得金額等が[基礎控除額(33万円)+24.5万円×被保険者の数(被保険者である世帯主を除く)]を超えない	5割	24,518円
④ 世帯の総所得金額等が[基礎控除額(33万円)+35万円×被保険者の数]を超えない	2割	39,228円

※ 上表にある「世帯」とは「同一世帯内の被保険者と世帯主」をいいます。
※ 上表の「総所得金額等」には、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。また、65歳以上で公的年金等控除を適用する場合、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除します。
※ 世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定対象となります。

保険料軽減の参考例(平成22年度)

表② 単身世帯の場合(年金収入【注】のみ)

年金収入金額	所得割額の軽減割合	被保険者均等割額	
		軽減割合	軽減後の額
80万円以下	負担なし	9割軽減	4,903円
80万円超～153万円以下	負担なし	8.5割軽減	7,355円
153万円超～168万円以下	5割軽減	8.5割軽減	7,355円
168万円超～203万円以下	5割軽減	2割軽減	39,228円
203万円超～211万円以下	5割軽減	軽減なし	49,036円
211万円超	軽減なし	軽減なし	49,036円

表③ 夫婦2人世帯(世帯主：夫)の場合(年金収入【注】のみ)

夫の年金収入金額(妻の年金収入135万円以下)	所得割額の軽減割合		被保険者均等割額	
	夫	妻	軽減割合	軽減後の額
80万円以下(妻の年金収入も80万円以下の場合に適用)	負担なし		9割軽減	夫婦各々4,903円
80万円超～153万円以下	負担なし		8.5割軽減	夫婦各々7,355円
153万円超～168万円以下	5割軽減		8.5割軽減	夫婦各々7,355円
168万円超～192.5万円以下	5割軽減	負担なし	5割軽減	夫婦各々24,518円
192.5万円超～211万円以下	5割軽減		2割軽減	夫婦各々39,228円
211万円超～238万円以下	軽減なし		2割軽減	夫婦各々39,228円
238万円超	軽減なし		軽減なし	夫婦各々49,036円

【注】 保険料算定に係る年金収入には遺族年金等の非課税年金は含みません。

図① 保険料の計算式

$$\text{保険料(年額)} = \text{被保険者均等割額(応益分)} + \text{所得割額(応能分)}$$

賦課限度額50万円
被保険者 1人当たり49,036円
被保険者の所得(※) × 所得割率9.34%

※ 所得割額の算定所得は基礎控除後の総所得金額等(下段の算定方法を参照)を基準とします。

＜主な基礎控除後の総所得金額等(被保険者の所得)の算定方法＞

- ① 給与の場合…(給与収入金額-給与所得控除)-基礎控除(33万円)
- ② 公的年金の場合…(年金収入金額-公的年金等控除)-基礎控除(33万円)
- ③ その他の場合…(収入金額-必要経費)-基礎控除(33万円)

※ 複数の所得がある場合、基礎控除額の適用は一度のみとなります。